

## 書類限定検査試行要領

### (目的)

第1 書類限定検査は、検査時（完成・中間・指定部分）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、受注者及び発注者双方の書類検査の効率化を図るものである。

本試行要領は、書類限定検査を試行するために必要な事項を定めるものである。

### (対象工事)

第2 岩手県農業農村整備事業関係の県営建設工事（建築工事を除く）のうち、当初設計額（税込）が25,000千円以上の工事を対象とする。

2 当初設計額（税込）が25,000千円未満の工事において、受注者が試行を希望し発注者が認める場合、試行の対象とすることができる。

3 以下の工事については、該当した時点で試行の対象外とする。

- (1) 「低入札価格調査対象工事」
- (2) 施工中に監督職員から文書等による改善指示が発出された工事

### (実施内容)

第3 書類限定検査は、以下のとおり実施するものとする。

#### (1) 書類検査

検査員は、工事書類を以下の7種類に限定して書類検査を行う。

① 施工計画書	⑤ 品質管理図表
② 施工体制台帳（下請検査書類を含む）	⑥ 品質証明書
③ 工事打合簿	⑦ 工事写真
④ 出来形管理図表	

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

#### (2) 施工プロセスチェックリスト

監督職員は、検査時に施工プロセスチェックリストを検査員に提出し、チェック内容を検査員に説明するものとする。

### (実施方法)

第4 発注者は、試行の対象工事である旨を特記仕様書に明示するものとする。

2 受注者は、第2の2のとおり試行を希望する場合は、工事打合簿により発注者に協議できるものとする。

3 発注者は、第2の3のとおり工事中に試行の対象外とする場合は、工事打合簿により受注者に指示するものとする。

### (請負工事成績評定)

第5 検査員の評価対象項目のうち、検査当日の書類から確認できない項目については、監督職員から提出される施工プロセスチェックリストの内容を勘案して評価するものとする。

### (留意事項)

第6 書類限定検査は、検査時において確認する書類を限定するものであり、限定する7種類以外の書類について、工事完成図書として不要となるものではないこと。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。